

「埼玉県文化芸術振興計画（令和８年度～１２年度）案」に対する
県民コメント（意見募集）の実施について

埼玉県では、「埼玉県文化芸術振興基本条例」に基づき、「埼玉県文化芸術振興計画」を策定し、文化芸術振興施策の総合的かつ計画的な推進を図っています。

現行計画の計画期間（令和３年度～令和７年度）が本年度で終了となることから、現在、令和８年度を初年度とする新たな計画の策定を進めています。

策定にあたり、多くの県民の皆さんの御意見を反映するため、「埼玉県県民コメント制度」により、下記のとおり御意見を募集いたします。

記

１ 募集期間

令和７年１０月２０日（月）～令和７年１１月１６日（日）（当日消印有効）

２ 資料の入手方法

埼玉県のホームページから入手できます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0305/r7kennkome.html>

３ 意見の提出方法

（１）記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所、氏名、御意見

県外在住の場合は通勤・通学する市町村

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※ 御意見については、別紙様式を御利用いただくか、任意の書面により上記事項を必ず記載し御提出ください。

（２）提出方法

郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒３３０－９３０１ さいたま市浦和区高砂３－１５－１

埼玉県県民生活部文化振興課 文化振興担当あて

イ ファクシミリの場合

FAX番号 ０４８－８３０－４７５２

ウ 電子メールの場合

E-mail a2875-04@pref.saitama.lg.jp

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「埼玉県文化振興計画案への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

4 意見の取扱い

- (1) 提出していただいた御意見を考慮して、「埼玉県文化芸術振興計画（令和８年度～１２年度）」を策定する予定です。
- (2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。
- (3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

5 問い合わせ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県県民生活部文化振興課 文化振興担当
TEL 048-830-2887（直通）
FAX 048-830-4752
E-mail a2875-04@pref.saitama.lg.jp